

大阪府監査委員告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府教育委員会から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成25年10月7日

大阪府監査委員 磯部 洋
同 赤木 明夫
同 清水 涼子
同 和田 秋夫
同 中川 隆弘

1 委員意見に対する措置

（府立高等学校授業料の収入未済について）

監査対象機関名	大阪府教育委員会事務局	
監査実施年月日	平成21年5月21日から同年7月28日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>府立高等学校の授業料の収入未済（滞納）は、近年、大幅に増加しており、早急に対策を強化する必要がある。</p> <p>授業料の徴収事務については、各学校が実施しているところであるが、教育委員会事務局として、滞納債権の現状把握に努めるとともに、保護者に対する請求の法的根拠の明確化を図るなど、収納率向上のための効果的な手法について検討・指導を行い、各学校に対する支援体制の強化に努められたい。</p>	<p>（滞納状況の現状把握と収納率向上の取組）</p> <p>大阪府債権の回収及び整理に関する条例の施行に伴う「債権回収・整理計画」の策定に当たり、各学校においてもその整理目標等に対して共通認識などをもつため、学校ごとの納付目標などの調査を行いました。</p> <p>学校において一定の取組を行っても納付に応じない滞納者に対しては、教育委員会事務局がこれを引き継いで、滞納者への納付指導、簡易裁判所への支払督促申立てを実施するなど滞納債権の回収に向けた支援を実施しています。</p> <p>平成23年度から大阪府財務規則に基づく「債権管理自己検査」を行うこととされたことから、校長あてに改めて個別の滞納状況を送付し、債権管理回収の意識付けを行いました。</p> <p>さらに、教育委員会事務局が実施する査察においても学校の取組について聴取のうえ必要に応じて指導を行いました。</p>

(府立高等学校におけるICT環境の整備と活用について)

監査対象機関名	大阪府教育委員会事務局（教育総務企画課、高等学校課、学校総務サービス課）	
監査実施年月日	平成22年5月25日から同年8月27日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>府立高校では、複数のネットワークが個別に並存している中で、新たにパソコンを整備した結果、教員数を大幅に上回る教員業務用パソコンが配備され、不経済なものとなっている。また、業務内容によってパソコンを使い分ける必要があり、教員の業務の効率性が阻害されている。</p> <p>システム統合にはライセンス契約の制約やリース期間のずれなど課題もあるところであるが、経済性、効率性の観点から府立高校のあるべきICT環境について検討されたい。</p> <p>また、業務面、教育面ともに機器の有効活用を図る必要があることから、技術知識や活用方法の具体例などの面で、教育委員会事務局が主体的にノウハウの集約・蓄積・提供等を行われたい。</p>	<p>(府立高校におけるネットワークの整備及び機器の有効活用について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府立学校におけるネットワークの今後のあるべき姿を定め、移行計画を設計するために、ネットワークの現状の調査・分析及びコンサルティングの外部委託を実施し、概要設計を完了しました。(2,100千円) ・さらにICT機器を有効活用し、業務の効率化を図るため、全府立学校共通の成績・出欠管理等を含む校務処理システムの開発、環境整備、研修、サポート窓口設置のための契約を締結し、業務を実施しました。(平成23年度契約額14,285千円 債務負担 平成24年度及び平成25年度合計11,650千円) ・古いOSを使用している等の理由により活用できなくなったパソコンについて処分期間を3年間とし、平成23年度から順次廃棄処分を行うこととしました。(9,713千円/年)

(府立学校における備品の管理と活用について)

監査対象機関名	大阪府教育委員会事務局（施設財務課、高等学校課、支援教育課、教職員人事課）	
監査実施年月日	平成22年5月18日から平成23年2月24日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>(1) 府立学校における備品の管理状況を確認したところ、62校中20校において「備品出納簿に登載されているにもかかわらず現物が無い」、「取得備品を備品出納簿に登載していない」などの不備があった。これは、多くの校で備品現物と備品出納簿の照合確認が的確に行われていないことが原因であると考えられ</p>	<p>(実施体制の整備について)</p> <p>各府立学校の備品管理の適正化を図るため、平成23年7月13日付けで、保管場所に関する記録の整備、教員を含めた照合確認の実施体制の整備、定期的な実査による照合確認の実施等について、各府立学校に通知し指導の徹底を図りました。</p>

るため、今後は、保管場所に関する記録の整備、教員を含めた照合確認の実施体制の整備等を行い、定期的に照合確認を実施することとされたい。

(2) 府立学校において、平成21年度に配備されたプロジェクター、テレビ、丁合機の利用状況について確認したところ、導入後約1年の時点でも利用頻度が低い校が存在していた。これらについては、活用ノウハウの共有等により利用促進を図ることとされたい。また、今後、機器の導入に当たっては、学校現場の実情の正確な把握、必要性の精査に努められたい。

(3) 府教育委員会事務局は、これらを的確に実施していくため、府立学校の備品の管理と活用状況について内部監査を実施し、現状の把握と適切な指導を行うなど内部統制の整備を行われたい。

(機器の利用促進について)

「学校情報ネットワーク」の機器、プロジェクター・テレビ等の活用については、教職員のICT活用能力の向上を図ることを目的に全府立学校の情報教育の担当者を対象として「学校情報ネットワーク活用推進実践事例発表会」を開催し、研究協議を行うことを通じて、活用の推進を図りました。

本発表会の資料については校内研修等にも活用できるよう、府立学校教職員ポータルサイト等に掲載し、一層の利用促進に努めます。

また、ICT機器を授業で活用することは、障がいのある児童・生徒にとって、より一層の理解を促すことが期待できることから、支援学校にあっては、平成23年度に「府立支援学校ICT研究協議会」を3回開催し、各学校における活用事例等の情報交換を行うなどの取組を通じてICT機器を有効活用した教育の推進を図りました。

今後も支援教育の充実のため、学校現場の実情の正確な把握、必要性の精査に努めるとともに、府立支援学校ICT研究協議会を中心に、情報交換、ソフト開発など利用促進を図ります。

丁合機については、その利用を促進することにより、教職員の事務量軽減に繋がることから、配置校に対して、取り扱い方法の周知や活用ノウハウの共有を図るなど、一層の利用促進を図るよう周知しました。

(機器利用の実情把握、必要性の精査について)

今後、機器の更新・導入にあたっては、活用状況や活用計画の報告を求めたうえで、真に必要な台数を精査し配備していくこととします。

(備品の管理と活用状況の内部監査について)

平成23年度実施の学校査察より備品出納簿から抽出した備品の現物確認を行うなどの充実強化を図りました。その中で、既に廃棄しているが、不用決定の手続きを行っていない備品については、早期に不用決定を行い、備品出納簿に払出しの記載を行うこと、今後定期的に備品出納簿と現物の照合確認を行うことなど、物品管理の適正化に向けた指導助言に努めました。

(府立高校普通科等のあり方と募集定員の設定について)

監査対象機関名	大阪府教育委員会事務局（教育振興室高等学校課）	
監査実施年月日	平成23年5月30日から同年8月24日まで	
	監査の結果	措置の状況
<p>私立高校の授業料無償化の拡大、公私の受入枠（7：3）の撤廃など大きな環境変化の中で、平成23年度の府立高校普通科等の入学者選抜では42校で計1,354名の定員割れが生じている。</p> <p>(1) 今年度の結果を踏まえ、改めて中学生・保護者のニーズを把握されたい。また、私立高校の授業料無償化の拡大により公私間の授業料の格差が縮小した中で、府立高校の存在意義を検証するとともに、これを踏まえて、個々の府立高校の役割と特色を明確化されたい。</p> <p>(2) 募集定員の設定に当たっては、進学予定者の動向をよりの確に把握・分析する取組を進められたい。また、公立高校と私立高校の募集予定定員の合計が進学予定者数を著しく上回る場合には、公私を含めた大阪府全体としての効率性・経済性の観点から、著しく過剰な募集人員設定を避ける手法を検討されたい。</p> <p>(3) 府教育委員会は、これまで1校当たり6～10学級を適正規模としてきた募集定員の更なる弾力化を検討しているが、これには、教育効果や学校運営の効率性の面で懸念が存在する。また、これまでの府立高校の再編・整備において学級数の適正規模を維持してきたこととの整合性の観点からも慎重に検討されたい。</p>		<p>(中学生・保護者のニーズの把握について)</p> <p>平成24年度の募集人員設定において、平成23年度選抜結果を踏まえるとともに、新たに中学校3年生を対象とした進路希望調査や府立高等学校への聞取りを実施したほか、府内公立中学校への聞取りにより中学生のニーズや志願動向の把握を行いました。平成25年度の募集人員の設定においても、前年度に引き続き、ニーズ把握を実施しました。次年度以降も学校への聞取り等を通して、進学予定者の動向把握に努めます。</p> <p>(府立高校の存在意義の検証と個々の府立高校の役割と特色の明確化について)</p> <p>大阪府教育振興基本計画審議会の専門部会として設置した「府立高等学校の将来像検討専門部会」において、府立高校を取り巻く現状を踏まえ、府立高校が有する強みを活かした教育の充実と、府立高校の果たすべき役割について検討を行いました。</p> <p>同専門部会の報告書等を踏まえ、平成25年3月に策定した「府立高等学校再編整備方針」において、学校タイプ別に教育内容の充実策を明らかにしたところです。</p> <p>(進学予定者の動向把握と募集人員設定について)</p> <p>昼間の高等学校の募集人員の設定については、就学セーフティネットの観点から、公私の募集人員の合計数が計画進学率等から算出された府内進学予定者数を上回る設定になることが必要であると認識しています。</p> <p>平成23年度入学者選抜では、私立高校生の授業料無償化の拡大による流動化の規模が予測困難であったため、平成22年11月の大阪府公私</p>

立高等学校連絡協議会（公私協）において、平成23年度選抜から、従前の公私分担比率（7：3）に基づく受入計画を見直し、これまでの7：3の比率をベースにしつつ、公立、私立それぞれが募集人員を設定した上で、府内進学予定者がすべて受け入れ可能であることを公私協で確認することとしました。

しかしながら、平成23年度入学者選抜は、私立高校生の授業料無償化拡大の初年度であったことから、結果的に昼間の府立高等学校で1,000人を超える定員割れとなりました。

このため、平成24年度の募集人員設定においては、平成23年度選抜結果を踏まえるとともに、新たに中学校3年生を対象とした進路希望調査や府立高等学校への聞取りを実施したほか、府内公立中学校への聞取りにより中学生のニーズや志願動向の把握を行いました。その上で、公私協における募集人員が高校進学予定者数を上回ることを確認しました。この結果、昼間の府立高等学校の定員割れは300人程度に減少しました。

また、平成25年度の募集人員設定においても、引き続き、志願動向の把握や公私協での確認等を行いました。この結果、定員割れは100人程度に減少しました。

今後とも、進学予定者の動向把握および適正な募集人員となるよう努めます。

（府立高校における学級数の設定について）

大阪府教育振興基本計画審議会の専門部会として設置した「府立高等学校の将来像検討専門部会」において、今後の学校規模のあり方については、教育課程や教育活動、施設条件等から検討する必要がある、学校の実情を踏まえ、柔軟に運用すべきとの意見がありました。

同専門部会の報告書等を踏まえ、平成25年3月に策定した「府立高等学校再編整備方針」において、全日制普通科における募集学級数については、6～8学級を基本としながら、学校や地域の実情等に応じて柔軟に設定することとしています。

今後、募集学級の設定にあたっては、本方針に基づき運用してまい

	ります。
--	------

(学校運営経費の把握と活用について)

監査対象機関名	大阪府教育委員会事務局（教育総務企画課、教育振興室高等学校課）
監査実施年月日	平成23年5月30日から同年8月24日まで
監査の結果	措置の状況
<p>(1) 府立学校ごとの運営経費を教育委員会事務局が計算・公表している「学校運営経費票」の人件費数値が、167校中100校において誤ったまま公表されていた。今後、経費等の把握は、「学校運営経費表」から「新公会計制度の財務諸表」に移行し、会計局が人件費数値を算出することとなるが、同様の誤りが起こらないよう教育委員会事務局としても十分留意されたい。</p> <p>(2) 「学校運営経費表」の人件費数値には、一見して明らかな誤りが含まれていたにもかかわらず、教育委員会事務局、学校ともに気づかなかったことからすれば、当該数値がこれまであまり利用されてこなかったと推測される。</p> <p>今後、「新公会計制度の財務諸表」について利活用の具体的方策を検討し、周知することにより、教育委員会事務局、学校、生徒・保護者等が学校ごとの財務数値を把握し学校運営に活かすように努められたい。</p>	<p>(学校運営経費票の誤りの防止について)</p> <p>平成21年度の学校運営経費票に誤りがあったことから、平成22年度の学校運営経費票の作成については、府教育委員会事務局内の各課、グループからの提出データの確認作業を一層厳重に行いました。</p> <p>また、新公会計制度の財務諸表の作成にあたっては、総括制度推進者より各所属の制度推進者あてに月次決算整理帳票の配信のたびに連絡を行い、月次決算整理処理の実施を促すとともに、各所属の制度推進者間で疑問点や問題点などの情報共有を行うなど、決算整理事務での確認作業を適宜行っています。</p>

(府立学校における事務の適正化について)

監査対象機関名	大阪府教育委員会事務局（教職員室、施設財務課、教育総務企画課）
監査実施年月日	平成23年5月30日から同年8月24日まで
監査の結果	措置の状況
<p>(1) 平成22年度までの府立学校に対する監査では多数の不備事項が発生しており、中には、悪質性の高いものや教員の服務に関するものも存在する。これは、生徒・保護者や府民の府立学校に対する信頼を失わせかねない憂慮すべき状況と考えられる。</p>	<p>(マニュアル等の整備について)</p> <p>はじめて学校へ転任した事務職員等が円滑に学校事務を進められるよう「学校事務マニュアル」を平成24年1月に作成し、配信しました。</p> <p>また、平成25年3月には学校事務マニュアル整備の一環として、新</p>

<p>教育委員会事務局は、学校への通知文、研修・説明会、ホームページでの注意喚起、事務査察・服務査察の実施など取組を行っているが、それにもかかわらず不備事項が発生する状況である。</p> <p>さらに、平成23年度からは、学校事務職員の減員により複数の職員による相互確認などの内部統制の弱体化も懸念される。</p> <p>このため、今後は、注意喚起を行うだけでなく、不備事項が発生する原因を分析することにより、研修の充実、マニュアルやチェックリストの整備、査察の強化など内部統制の強化、事務の集中化等による業務改善などの対応を行うこととされたい。</p> <p>(2) 平成23年度に設置された学校事務支援センターの職員は、教育委員会事務局定数ではなく高等学校定数で措置されているが、業務内容、勤務場所、指揮命令等からすれば教育委員会事務局定数で措置するのが適切であると考えられるため、その妥当性について改めて検討することとされたい。</p>	<p>公会計制度に対応したファイル基準表を作成し、配信しました。 (事務の集中化について)</p> <p>事務の集中化等による業務改善につきましては、構内電話交換機保守点検、プール浄化循環装置保守点検、ピアノ調律、計量器検査、貯水槽清掃業務、簡易専用水道検査、消防設備保守点検、放送設備保守点検の8業務の集中化を行い各学校への負担を軽減しました。今後も業務の効率化について検討を進めていくこととします。</p> <p>(事務査察等の強化について)</p> <p>平成23年度から新たに備品出納簿と現物の確認、学校敷地の不法占有の有無、通勤手当の事後確認、職務専念義務免除など適切に実施されているかを確認し、実地に改善指導を行うなど査察の充実を図りました。</p> <p>(研修の充実について)</p> <p>管理職のチェック機能を高めるため、平成24年度から新たに府立学校の教頭を対象に会計事務に関する研修を実施することとしました。 (学校事務支援センターについて)</p> <p>学校事務支援センターについては、人事課と調整し、平成24年度当初から、施設財務課内に「学校事務支援グループ」を設置し、教育委員会事務局定数で措置することとしました。</p> <p>また、平成24年度から「大阪府教育委員会事務局処務規程」を改正し、施設財務課の事務分掌に「府立学校の事務支援に関すること。」を追加しました。</p>
---	---

(府立学校における人事関連事務について)

監査対象機関名	大阪府教育委員会事務局（教育総務企画課、教職員室）	
監査実施年月日	平成23年5月30日から同年8月24日まで	
	監査の結果	措置の状況
	府では、非常勤職員の採用及び勤務管理の適正化に向けて、「非常勤職員採用の公共職業安定所を通じた公募化」、「非常勤職員	(府立学校における非常勤職員の出勤簿について) 府立学校の非常勤職員の出勤簿については、知事部局において様式

<p>の出勤簿の様式変更」を行ったが、府立学校ではこの制度改正に対する対応が遅れていた。これは、教育委員会事務局による制度改正の要否・内容の検討事務や学校への改正通知の遅れによるものである。</p> <p>府立学校では、独自に非常勤職員に関する規程等を設けており、また他の機関とは実情が異なる面があることから検討に時間を要する面もあるものの、少なくとも事務の適正化の観点から行われる制度改正については、他の部局と歩調を合わせた取組を進める必要がある。</p> <p>今後の制度改正においては、府立学校の対応に遅れが生じないよう、事務を行うこととされたい。</p>	<p>が変更されたことを踏まえ、府立学校においても様式を変更することとし、平成23年8月1日（月）以降の勤務管理について、新様式の出勤簿により勤務管理を行うよう措置しました。</p> <p>（府立学校における非常勤職員の雇用について）</p> <p>府立学校の非常勤補助員の採用等については、知事部局において見直しが行われたことを踏まえ、府立学校非常勤補助員登録制度を平成24年度末で廃止し、平成25年度以降の非常勤補助員の採用については、公共職業安定所（ハローワーク）において求人情報を公開し、選定する方法に変更しました。</p>
---	--

（高等学校定時制・通信制課程修学奨励費貸付金の債権管理について）

監査対象機関名	大阪府教育委員会事務局（教育振興室高等学校課）	
監査実施年月日	平成23年5月30日から同年8月24日まで	
監査の結果	措置の状況	
<p>「大阪府公立高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸付金」の収入未済は年々増加しており、平成23年6月1日現在で1,442件、約1,538万円となっている。</p> <p>これは、債務者本人や連帯保証人に対する催告が長期間実施されていないこと、所在不明者等の状況把握が不十分であり不納欠損処理も行っていないことが原因である。</p> <p>また、「平成23年度債権回収・整理計画」において、時効接近債権を回収目標に入れておらず、この計画では十分な努力なしに新たな時効期間満了債権を発生させてしまうこととなる。</p> <p>よって、債権回収整理計画の処理方針にとどまらず、時効接近債権を含め抜本的な債権回収の努力をされたい。</p>	<p>（催告について）</p> <p>平成23年11月に、催告の方針及び具体的な取組スケジュールを策定し、これに基づき時効近接債権を含めた債権の回収を図るため、債務者本人や連帯保証人に対する催告を実施しています。</p> <p>（所在不明者等の状況把握について）</p> <p>催告の実施に先立ち、所在不明となっている債務者の調査を実施し、状況把握を行いました。（平成24年3月31日現在の対象者121人中38人を確認）</p> <p>（不納欠損処理について）</p> <p>所在調査及び催告を進める中で、消滅時効の援用があった債権について不納欠損処理を行いました。</p> <p>（平成24年3月31日現在の処理件数17件、185,000円）</p>	

（中央図書館の運営のあり方について）

監査対象機関名	大阪府立中央図書館	
監査実施年月日	平成23年11月15日から平成24年1月13日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>府立中央図書館は、府直営の業務実施、業務委託、行政財産使用許可など様々な手法を組み合わせで運営されている。その運営について、以下の諸点の検討を行われたい。</p> <p>(1) 整合性をもった一体的運営のために、図書館機能、ホール、会議室、軽食・喫茶室、自動販売機、施設管理業務など図書館運営全般について指定管理者制度の導入を検討されたい。</p> <p>一方、現在実施されている市場化テストによる業務委託（平成22～24年度）を継続する場合には、委託業務の「対象外範囲」と「対象範囲」の区分の面で改善すべき点はないかについて、分析・検証されたい。</p> <p>(2) 特にホール、会議室の運営については、利用率が3割程度にとどまっている状況であり、委託費等の支出が貸出収入を上回っている状況であることから、民間ノウハウの活用を図るため、利用料金制による指定管理者制度の導入等を検討されたい。</p> <p>(3) 軽食・喫茶室、自動販売機については、現在、公募を行わずに行政財産使用許可事業者を選定しているが、府の公募実施方針を踏まえ、公募化を検討されたい。</p> <p>(定員割れへの対応について)</p>	<p>(軽食・喫茶室、自動販売機について)</p> <p>府立中央図書館の軽食・喫茶室、自動販売機については、公募により平成25年度事業者を決定しました。</p> <p>今後も、より効果的・効率的な運営に努めます。</p>
監査対象機関名	大阪府立懐風館高等学校	
監査実施年月日	平成23年12月8日から平成24年2月3日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>普通科総合選択制の学校として平成21年度に開校した懐風館高等学校では、平成23年度に大幅な定員割れ（定員280人、志願者数221人、倍率0.79）となった。</p>	<p>(平成23年度入学者選抜における定員割れについて)</p> <p>広報活動に一層力を入れるよう措置をし、平成24年度入学者選抜においては、定員割れを防ぐことができました。</p>

<p>定員割れには、私学の授業料無償化・軽減制度の拡大や試験日程の変更などの要因が大きいものの、志願倍率回復のための地道な取組として、同校の特色である普通科総合選択制について十分な説明を行っていくことも重要である。また、生徒の授業内容に対する満足度は44%にとどまっており、これを高めることも重要な課題である。</p> <p>よって、FAQなど中学校生徒・保護者の視点に立った情報提供資料の整備を行うことや、在学中の生徒の授業への満足度向上など、普通科総合選択制の長所を明確化する取組を行われない。また、現状分析、目標設定、工程表策定など組織的な対応を行うこととされたい。</p>	<p>平成25年度入学者選抜に向けて、全教員が普通科総合選択制に関して理解し、説明できるような体制を作るため、校内研修を実施しました。平成24年度からは新たな企画広報室を設置し、パンフレット・スライドを刷新し、クリアファイル・DVDを新たに作成して、中学校の生徒や保護者に普通科総合選択制の魅力や理解のための情報提供資料を整備するとともに、学校説明会の運営と中学校訪問を全教員によって実施した結果、平成25年度入学者選抜において、前期235名 (2.94倍)、後期184名 (1.15倍)の志願者を獲得できました。</p> <p>(生徒の授業満足度向上について)</p> <p>平成24年度から授業改善委員会を設置し、研究授業・研究協議を重ね、特色ある授業作りを図り、授業アンケートによる授業満足度のアップに努めた結果、生徒による授業満足度の数値は、45%にとどまりましたが、「本校は、他の高校にない特色がある」に対する肯定的回答が68%と昨年度(50%)に比べ大幅に伸びました。</p> <p>(現状分析、目標設定、工程表策定について)</p> <p>企画広報室で、現状の分析・目標の設定・行程表の作成を行い、大阪府教育センターの「大阪の教育力」向上プランに基づくパッケージ研修支援を活用し、年間を通じた授業力向上に向け取り組みました。</p> <p>今後とも、引き続き当校の特色や魅力を中学校の生徒や保護者に対し情報提供していくとともに、教職員一人ひとりが現状分析の意識を持って、魅力ある学校となるよう取り組みます。</p>
---	---

(授業料滞納債権の債権管理について)

監査対象機関名	大阪府立懐風館高等学校	
監査実施年月日	平成 23 年 12 月 8 日から平成 24 年 2 月 3 日まで	
	監査の結果	措置の状況
懐風館高等学校では、学校の再編整備により引き継いだ羽曳野高等学校分、西浦高等学校分を含めて約 609 万円の授業料滞納債権が存在する。		(懐風館高等学校分) 授業料滞納者 5 名のうち 2 名が完納しました。 (羽曳野高等学校分)

<p>この債権の管理状況を確認したところ債務者の現状把握、催告の取組が不十分な状況であり、平成23年度においてすでに消滅時効が完成しているものも認められた。</p> <p>よって、学校の事務職員が管理に当たるだけでなく、必要に応じて学校の教員、教育委員会事務局の協力を得ながら、早急に催告、法的措置等の取組を行うことにより、収入を確保されたい。また、時効接近分については、時効中断のための措置を早急を実施されたい。</p>	<p>平成24年2月13日に催告状を送付した結果、27名の授業料滞納者のうち6名が完納しました。 (西浦高等学校分)</p> <p>平成24年2月1日に催告状を送付した結果、24名の授業料滞納者のうち2名が完納しました。</p>
---	--

(自動販売機設置者の公募について)

監査対象機関名	大阪府立桃谷高等学校	
監査実施年月日	平成24年1月24日	
監査の結果	措置の状況	
<p>府では、食堂・自動販売機の運営のための行政財産（土地・建物）の使用許可は公募を原則としている。</p> <p>一方、府立学校では、食堂業者の撤退を防ぐため採算が確保しにくい食堂と利益を確保しやすい自動販売機を同一業者に経営させるのが一般的であるため、教育委員会事務局は財産活用課と協議の上で「府立学校では食堂、自動販売機の行政財産使用許可は公募の対象外」との通知を出している。この通知を根拠に桃谷高等学校、たまがわ高等支援学校では自動販売機設置者の公募を行っていない。</p> <p>しかしながら、桃谷高等学校、たまがわ高等支援学校には食堂が存在せず、公募を行わない理由を欠いている。さらに桃谷高等学校については、同校の後援会長に対して行政財産使用許可しているものの、実態としては民間業者が自動販売機の運営を行っており、後援会がマージン（行政財産使用料相当額36,330円及び「販売手数料」月5,000円×12月＝60,000円）を得る不適切な運営となっている。</p>	<p>(措置した機関：桃谷高等学校)</p> <p>「大阪府公有財産規則第22条第1号及び第6号を適用して使用許可を行う場合の許可申請者の選定に係る公募要領」により、自動販売機設置事業者を募集し、平成25年2月18日に業者を決定しました。また、当該決定者から同年2月28日に使用許可の申請があり、同年3月8日付けで行政財産目的外使用許可を行いました。</p> <p>(措置した機関：教育委員会事務局施設財務課)</p> <p>教育委員会として、自動販売機を単独で使用許可をしている学校については、平成25年度からの使用許可について、設置事業者を公募で募集することとしました。</p>	

<p>よって、桃谷高等学校については直ちに現在の運用を改め公募による使用許可を実施されたい。また、たまがわ高等支援学校については、現在の使用許可期間（平成20年4月1日～25年3月31日）の終了後、公募による使用許可を実施されたい。</p> <p>教育委員会事務局は、上記2校だけでなく、各府立学校内の自動販売機の実情について調査・検討を深め、府の歳入確保、公平性・透明性の確保に向けて取組をすすめられたい。</p> <p>（本意見は、大阪府教育委員会事務局施設財務課に対する意見ともする。）</p>	
--	--

（自動販売機設置者の公募について）

監査対象機関名	大阪府立たまがわ高等支援学校	
監査実施年月日	平成23年12月20日	
	監査の結果	措置の状況
	<p>府では、食堂・自動販売機の運営のための行政財産（土地・建物）の使用許可は公募を原則としている。</p> <p>一方、府立学校では、食堂業者の撤退を防ぐため採算が確保しにくい食堂と利益を確保しやすい自動販売機を同一業者に経営させるのが一般的であるため、教育委員会事務局は財産活用課と協議の上で「府立学校では食堂、自動販売機の行政財産使用許可は公募の対象外」との通知を出している。この通知を根拠に桃谷高等学校、たまがわ高等支援学校では自動販売機設置者の公募を行っていない。</p> <p>しかしながら、桃谷高等学校、たまがわ高等支援学校には食堂が存在せず、公募を行わない理由を欠いている。さらに桃谷高等学校については、同校の後援会長に対して行政財産使用許可しているものの、実態としては民間業者が自動販売機の運営を行っており、後援会がマージン（行政財産使用料相当額36,330円及び「販売手数料」月5,000円×12月＝60,000円）を得る不適切な運営とな</p>	<p>（措置した機関：たまがわ高等支援学校）</p> <p>「大阪府公有財産規則第22条第1号及び第6号を適用して使用許可を行う場合の許可申請者の選定に係る公募要領」により、自動販売機設置事業者を募集し、平成25年2月18日に業者を決定しました。また、当該決定者から同年2月26日に使用許可の申請があり、同年3月15日付けで行政財産目的外使用許可を行いました。</p> <p>（措置した機関：教育委員会事務局施設財務課）</p> <p>教育委員会として、自動販売機を単独で使用許可をしている学校については、平成25年度からの使用許可について、設置事業者を公募で募集することとしました。</p>

<p>っている。</p> <p>よって、桃谷高等学校については直ちに現在の運用を改め公募による使用許可を実施されたい。また、たまがわ高等支援学校については、現在の使用許可期間（平成20年4月1日～25年3月31日）の終了後、公募による使用許可を実施されたい。</p> <p>教育委員会事務局は、上記2校だけでなく、各府立学校内の自動販売機の実情について調査・検討を深め、府の歳入確保、公平性・透明性の確保に向けて取組をすすめられたい。</p> <p>（本意見は、大阪府教育委員会事務局施設財務課に対する意見ともする。）</p>	
---	--

（独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済制度の加入について）

<p>監査対象機関名</p>	<p>大阪府教育委員会事務局（教育振興室保健体育課）</p>
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成24年5月29日から同年8月22日まで</p>
<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>
<p>独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済制度は、学校等の管理下において、児童、生徒等に災害（負傷、疾病、障害又は死亡）が発生したときに、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の給付）が行われるものである。</p> <p>大阪府は、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）が実施する独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済制度に加入している。</p> <p>この制度には次の課題が存在するので是正に向けた取組を行われたい。</p> <p>1 教育委員会は、保護者負担金の納入の有無にかかわらず、センターに加入希望者の全員分の共済掛金の全額を支払っている。そのため保護者負担金を支払っていない場合であっても、同制度に加入することとなっている。保護者に対する制度の周知や保護者負担金の徴収に係る仕組みなど事務処理の改善を行</p>	<p>（滞納を発生させないための事務改善【保護者の災害救済制度への理解の周知徹底】について）</p> <p>保護者負担金の期限内納付の意識を徹底させるため平成25年度から加入同意書様式を変更し、「加入には、掛金納付義務が伴うこと」を明記した新様式の使用を各学校に指示しました。</p> <p>また、保護者に対する制度の周知徹底のため、制度概要や共済掛金等を掲載した文書を入学説明会等で活用するよう各学校に指示しました。</p> <p>（共済掛金の保護者負担率の検討について）</p> <p>共済掛金が増額したときの対応として、これまでも保護者負担を増額して対応してきました。掛金の額につきましては、平成17年度から変動はありませんが、掛金額が増減した場合には、今後とも同様の対応とします。</p> <p>（効率的な債権徴収について）</p>

<p>い、滞納を発生させない仕組みを検討されたい。</p> <p>2 大阪府立高等学校（全日制課程）の保護者負担の割合は83.65%であり、47都道府県中17番目に高いが、他府県では保護者の負担を法令で定める最大限の9割としている県もある。財政状況の厳しい中、今後の共済掛金の動向を見極めながら負担率を検討すべきである。</p> <p>3 保護者負担金の収入未済額は平成21年度5,920千円、平成22年度6,765千円、平成23年度7,320千円と年々増加傾向にある。本債権の徴収事務は学校が行っているが、教育委員会事務局においても授業料等と併せて法的措置（支払督促申立て）を行うなど、効率的な債権の徴収を行うこととされたい。</p> <p>4 本債権については、時効期間（10年）を超える債権が多数存在する。これらの債権については、徴収の可能性が極めて低いと考えられるが、これまで不納欠損や債権の放棄をした事例はない。徴収に係るコストを勘案し、「大阪府債権回収及び整理に関する条例」に基づき整理を行うことを検討されたい</p>	<p>債権の多い学校については、学校からの督促に加え教育委員会事務局が総務部税務室と共同で催告状の送付を行い、効率的な債権徴収に取り組んできました。</p> <p>授業料は、旧大阪府立高等学校等条例第4条（大阪府立学校等条例附則第4号）により入学を許可された者に支払義務があり、債務者は生徒本人です。</p> <p>一方、センター災害共済加入掛金の保護者負担金は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法第17条第4項により児童生徒等の保護者から徴収することとなっており、保護者が債務者となります。</p> <p>このように債務者が異なることから、双方を併せた法的措置を行うことはできません。</p> <p>（「大阪府債権回収及び整理に関する条例」に基づき債権の整理を行うことの検討について）</p> <p>現行では、条例の要件に該当する事例がないということで整理していませんが、今後、条例の要件に該当する事案がありましたら「大阪府債権回収及び整理に関する条例」に基づき整理を行うことを検討します。</p>
---	--

(府立学校における後援会・同窓会会計のあり方について)

<p>監査対象機関名</p>	<p>大阪府教育委員会事務局（施設財務課）</p>
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成24年5月29日から同年8月22日まで</p>
<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>
<p>1 府立学校には、在校生や卒業生の保護者等の有志が学校を支援することを目的として構成する団体（以下「後援会」という。）や卒業生が相互の親睦を図るとともに母校の発展を期することなどを目的に構成する団体（以下「同窓会」という。）がある。</p> <p>これらの団体は、PTAとは異なり、本来学校とは独立した存在であるにもかかわらず、府立学校164校中65校において、学校がこれらの団体の通帳を保管し、会計事務を行っていた。</p>	<p>（後援会・同窓会の会計事務の取扱い）</p> <p>平成24年10月に開催した府立学校事務職員研修会において監査委員意見の資料を配付して、後援会・同窓会について説明するとともに、学校査察においてこれらの団体に対して会計事務を自ら行うよう学校から団体に働きかけるように指導しました。</p> <p>また、平成25年3月に全府立学校に対して、「団体徴収金は、原則としてPTAを対象としていること。ただし、校長がPTAと同様に、</p>

<p>については、これらの団体に対して会計事務を自ら行うよう促すこととされたい。</p> <p>なお、当面、後援会や同窓会の会計事務を学校において実施する状況が生じるのであれば、PTA会計と同様に基準を策定し、取扱いの明確化を図られたい。</p> <p>2 昨今、学校運営に当たり公費で負担すべき費用についてPTA会計から支出されていたことが問題となっている。大阪府においては、既にPTA会計の取扱いについて基準を定めているものの、府立学校の一部において、公費で支弁すべき校舎修繕・改良工事や消耗部材に係る経費を後援会や同窓会が負担している事例があった。</p> <p>よって、後援会や同窓会からの支出についてもPTA会計と同様に公費で負担するものとの区分を明確にし、公費で支出すべきものに私費を充てることがないよう適切に運用することとされたい。</p> <p>3 学校が公費負担すべき経費を私費から支出する背景には、予算編成が硬直化していたり、予算配当に係る事務が円滑に行えていないなどの課題があるものと考えられることから、公費負担が適切に行えるよう予算編成や配当に係る事務の改善を検討されたい。</p>	<p>後援会、同窓会など関係団体の会計を取扱う場合は、PTA会計に準じ、『学校徴収金及び団体徴収金等の会計処理基準』に基づき適正に処理すること」等について文書による指導を行いました。</p> <p>今後も引き続き、後援会・同窓会等の関係団体の会計の取扱いを含め、学校徴収金等の会計指導に努めます。</p> <p>(公費の配当・予算編成について)</p> <p>学校の管理に係る予算については、ヒアリング等により学校の実情・要望を聞きながら、可能な限りそれに応じた予算配当に努めているところであり、また年度中途において必要に応じて予算の流用を行うなど弾力的な運用に努めてきたところです。</p> <p>また、これまで執行内容が硬直化しがちであった役務費のうち、学校技師等の退職者不補充による代替措置に係るものについては、学校からの要望に応じて平成25年度予算より委託料とするなど、より学校が執行しやすい予算費目へと改めました。</p> <p>これらのことにより、今後学校現場において、より効率的かつ弾力的な予算執行を図ることとしました。</p>
---	---

(教育研究団体と学年費のあり方について)

監査対象機関名	大阪府教育委員会事務局（教育振興室高等学校課、施設財務課）	
監査実施年月日	平成24年5月29日から同年8月22日まで	
監査の結果	措置の状況	
<p>大阪府高等学校生活指導研究会（以下「研究会」という。）が発行している「高校生活新聞」（以下「新聞」という。）は、府立高等学校139校のうち119校で生徒に対する生活指導のための教材として購入されているが、公正性や透明性の観点から次の問題</p>	<p>(研究会の運営経費の確保のあり方について)</p> <p>大阪府高等学校生活指導研究会に対し、新聞発行収益を原資とした運営について改善を求めた結果、当該研究会において、運営方法について見直しが行われ、高校生活新聞について収益があがらないような</p>	

<p>がある。</p> <p>1 教員で構成された研究会が、生徒や保護者から年間約404万円（印刷費等の諸経費控除後）もの収益を上げ、これを原資として活動しており、外形的な公正性に疑問があること</p> <p>2 大多数の学校では、生徒から徴収した学年費から新聞の購入に係る費用を支出しており、生徒や保護者がその事実を認識していない、あるいは認識していたとしても支払を拒否しにくい形で徴収していること</p> <p>教育委員会事務局においては、新聞を学年費で購入することの適否や研究会の運営経費の確保のあり方など現状の妥当性について検証し、是正措置を講じることとされたい。</p> <p>また、他にも同様の事例がないかを確認し、必要な措置を講じることとされたい。</p> <p>なお、学年費については、本件の新聞にとどまらず、安易に運用されることがないように生徒・保護者が内容をチェックすることができる仕組みを検討するなど徴収に当たり公正性や透明性の確保を図ることとされたい。また、府立学校に入学しようとする生徒やその保護者にとって学年費などの負担金額に係る情報を得られるよう周知に努めることとされたい。</p>	<p>価格へ改定するとともに、平成25年度からは会員の会費により運営することが決定されました。あわせて、これまでの収益の残余金等については、平成24年度中に学校を通じて生徒に還元することとし、還付手続を平成25年3月中に完了しました。</p> <p>また、他の研究団体についても、同様の事例がないかを確認しました。この結果、会員の会費により運営されており、同様の事例は見受けられませんでした。</p> <p>(学年費の保護者等に対する情報提供)</p> <p>平成24年10月に開催した府立学校事務職員研修会において監査委員意見の資料を配付して、保護者等に対する情報提供について説明しました。</p> <p>また、平成25年3月に全府立学校に対して、合格者のしおりや納付書配付の際に学年費等の負担額の内訳等を通知するほか、予算書等をホームページに掲載するなど、積極的に情報提供に努めることについて、文書による指導を行いました。</p> <p>今後も引き続き、学年費等の保護者等に対する情報提供など説明責任を果たしていくよう指導に努めます。</p>
--	---

(「実践的キャリア教育・職業教育」支援事業について)

監査対象機関名	大阪府立長野北高等学校、大阪府教育委員会事務局（教育振興室高等学校課）
監査実施年月日	平成24年11月19日から平成25年1月28日まで
監査の結果	措置の状況
<p>大阪府立長野北高等学校（以下「同校」という。）は「実践的キャリア教育・職業教育」支援事業（以下「支援事業」という。）の推進校となっており、支援事業の実施要領に定める7つのメニュー全てを実施した旨の報告書を事業所管課である教育委員会教育振興室高等学校課に提出している。</p>	<p>(措置した機関：大阪府立長野北高等学校)</p> <p>「職業適性診断テスト」メニューについて、キャリア事業の予算で支出することが可能であったにもかかわらず、全額を保護者より徴収した学年費から支出していた原因について聞き取り等による調査を行いました。この結果、キャリア事業の趣旨や予算について担当教職員</p>

しかしながら、同校における平成23年度の事業実態を確認したところ、下記のような、不適切な事務処理実態が明らかとなった。

- 1 「職業適性診断テスト」メニューで、保護者負担分を除きキャリア事業の予算で支出することが可能であったにもかかわらず、全額を保護者より徴収した学年費から支出していた。
- 2 「実践的キャリア教育」メニューで、支援事業の対象とはならない「保健室業務」や「地域巡回」などの業務を担当させていたにもかかわらず、実態と異なる勤務実績簿を作成していた。この中には、勤務実績簿に記載されて勤務時間と同時刻に、他校で非常勤講師を行っているといった事例もみられた。

同校としては、生徒指導や相談業務などの充実を図ろうとして支援事業以外の業務に従事させたものと考えるが、支出命令書に添付された勤務実績簿に実態と異なる勤務時間や実績内容を記載し、支援事業での配当予算を充てるなどの行為は、極めて不適切な事務処理と言わざるを得ない。再度点検し、必要な措置を行うこと。

支援事業は、知事の重点事業として平成23年度より実施されたものであるが、平成23年度当初予算**138,000**千円に対し、最終の執行額は**74,951**千円と約**55%**の執行率であった。効果的かつ目的にかなった事業運営に注力し、事業費の効率的執行に努めるべきである。

また、支援事業の実施要綱応では、所管課である高等学校課が各推進校から報告書等を提出させ、必要に応じて校長との協議や指導助言を行うこととなっているが、実際には、その内容確認や修正もなされておらず、形式的に報告書を提出させているだけと言わざるを得ない。各校の事業実態を把握したうえで要綱・要領の改善、個々の事案に即しての統一的な運用の指導助言、あるいは、外部専門人材のあっせんなどを通じた実効的な支援の必要性を検討することにより、計画的かつ効率的な事業執行を進められたい。

への周知が不十分であったことが原因として考えられたことから、再度、校内において本事業の執行に関して、担当教職員会議において、周知徹底を図りました。なお、平成24年度については適切に執行しています。

「実践的キャリア教育」メニューにおける外部人材の活用について、関係職員等への聞き取り等による調査を行いました。その結果、事務処理についてご指摘のような状況にあり不適切と認められました。

今後、このような事がないよう、担当教員会議で適正執行の周知を図りました。なお、指摘のあった支援事業の対象外の業務については、当時の関係者からの申出により当該謝金について返納されています。

また、外部講師の活用について高等学校課と協議し、平成24年度分については支援事業の対象である旨を確認し、平成25年度分についても事業執行前に充分協議を行うこととしました。

なお、平成23年度の他のメニュー及び平成24年度の事業執行状況についても調査しましたが、不適切な事務処理は認められませんでした。
(措置した機関：教育振興室高等学校課)
(事業費の効率的執行について)

平成23年度については、事業開始年度であったことから、事業対象となる応募校によるプレゼンテーションや選定委員による推進校の選定、対象となった学校における年間事業計画策定などを経て、各校への予算配当を行いました。この結果、各校における事業開始時期が6月ごろになり、約**55%**という執行率につながりました。

平成24年度は、各校が年度当初から事業に取り組めるよう、年度当初に必要な予算配当を行いました。この結果、予算額**138,000**千円に対し、執行額が**105,786**千円となり、執行率は**77%**となりました。(各校の事業実態把握や要領の改善等について)

平成25年1月に、長野北高等学校を除く全ての推進校に対し、当該事業における外部人材の業務内容等について調査を行い、同様の事例がないことを確認しました。

あわせて、今後、同様の事例が生じないよう、「実践的キャリア教

<p>なお、今回、他の事業実施校についても支払状況を確認したところ、「職業適性診断テスト」メニューでは、同校と同様に保護者負担分を除きキャリア事業の予算で支出することが可能であったにもかかわらず学年費で執行した事案や業務委託を実施する際の比較見積書省略理由が不明確など、適正性・透明性に疑義が認められる事案も見受けられた。</p> <p>高等学校課は予算配当をするだけでなく、事業の実施状況や事務処理の適正化などについても注意喚起や指導を行う必要がある。</p> <p>本委員意見は、支援事業を所管する教育振興室高等学校課に対する意見ともする。</p>	<p>育」メニューの外部人材例として記載されているキャリアカウンセラーやキャリア教育経験者以外の者を雇用する場合は、高等学校課と協議することを要領に明記しました。</p> <p>(事務処理の適正化に係る注意喚起等について)</p> <p>平成24年12月、推進校の校長が集まった場において、長野北高等学校の事例について周知を行い、事業の適正な執行について注意喚起を行いました。</p> <p>また、平成24年度の「職業適性診断テスト」の執行状況について調査したところ、4校で学年費による実施があり、各校へ指導を行いました。加えて、「職業適性診断テスト」の業務委託の契約について、比較見積によらない場合は比較見積省略理由を記載するよう、再度周知を行いました。</p> <p>なお、平成25年度は、各学校から提出された事業計画書について、事業目的に即した内容となっているかより精査を行い、必要に応じ指導を行っています。</p>
--	---

(学校徴収金の取扱いについて)

監査対象機関名	大阪府立今宮工科高等学校		
監査実施年月日	平成24年11月8日から同年12月14日まで		
	監査の結果		措置の状況
	<p>学校徴収金（学年費、修学旅行積立金、生徒会費など）は、学校の教育活動上必要となる費用の中で、生徒・保護者が自らのために個人負担する「私費」として生徒・保護者から学校が徴収を行い管理・執行している。なお、精算は最終学年に行い、残金がある場合は返還するものとされている。精算を行った際、居所不明などの理由により返還ができなかった場合は、大阪府教育委員会（以下「府教委」という。）の通知で、未返還金専用口座（以下「専用口座」という。）を設けて管理すると規定されている。</p> <p>大阪府立今宮工科高等学校（以下「今宮工科高校」という。）</p>		<p>(措置した機関：大阪府立今宮工科高等学校)</p> <p>(1)について</p> <p>専用口座の内容について調査したところ、140名については氏名、個人ごとの金額（総額609,885円）が判明しました。これらは、住所は明記されているものの所在不明となっているもので、住所について追跡調査を行い連絡が取れた対象者について順次返金します。</p> <p>(2)について</p> <p>未返還者21名のうち6名については、連絡がとれ、2人については授業料等未納金への充当について同意書を徴収すること、3人につい</p>

の学校徴収金について、調査したところ、下記の問題が認められたので改善の取組を行うこととされたい。

(1) 定時制課程においては、平成24年10月18日現在、2,451,054円を専用口座で一括管理している。専用口座の預入金の状況を見ると、平成20年度63,074円、平成21年度983,965円、平成22年度0円、平成23年度526,953円と年度ごとに大きな差があり、特に平成22年度は0円で不自然な状況であった。

また、未返還金2,451,054円の全てについて返還対象者の氏名及び個人ごとの金額が全くわからない状況であった。

したがって、専用口座の処理が適正に行われていたかどうか検証を行うとともに、返還対象者が把握できていないものについて調査を行う必要がある。

(2) 定時制課程においては、上記(1)とは別に、返還対象者が把握できている未返還金21名分875,356円が存在していた。これらについては、9つの口座に分散して管理しているが、どの口座に個々の未返還金が含まれているか不明であった。

また、授業料等の滞納額が存在することにより返還処理を行っていなかった。

したがって、管理口座の調査・整理を行うとともに、早急に生徒・保護者に対して授業料等について催告を行い納付させるとともに、徴収不能の場合には、滞納している授業料との相殺を基本とした返還処理方針を策定し、早急に精算を行う必要がある。

未返還金は、本来、生徒・保護者のものであるにもかかわらず、ずさんな事務処理によって多額の未返還金が残っている。また、このような多額の未返還金の保管を不完全な事務処理体制のもとで続けることは流用等のリスクが存在する。

本件は重大な問題であるため、今宮工科高校において改善を行うとともに、大阪府教育委員会事務局施設財務課が行っている、学校に対する事務査察において同様の事例がないか確認・指導す

ては返金口座申出書を提出させ返金処理を実施すること、1名については返還金と未納金との差額を徴収し相殺することとしており、現在、215,968円の返金事務を進めています。

(学校徴収金の未納について)

[全日制課程]

平成24年11月28日現在の学校徴収金の未納額は870,164円(55人)でした。

その後、既卒生・在校生への督促状・催告状・電話連絡等を行い、平成25年3月15日現在の未納額は483,344円(32人)となっています。

今後も、既卒生・在校生ともに計画的な納入指導を行い、納付している生徒・保護者との公平性の観点からも回収の強化に努めます。

(措置した機関：施設財務課)

今後の学校事務査察において、同様の事例がないかどうかの確認を行い、学校における適正な会計事務の執行に向け、指導します。

<p>ることとされたい。 (本件は大阪府教育委員会事務局施設財務課に対する意見ともする。)</p> <p>さらに、今宮工科高校の学校徴収金については、滞納額が平成24年11月28日現在、全日制課程870,164円、定時制課程4,861,420円と多額にのぼっている。納付している生徒・保護者との公平性の観点からも回収の強化に努めるなど、取組を強化する必要がある。</p>	
--	--

(行政財産の使用許可について)

監査対象機関名	大阪府立能勢高等学校
監査実施年月日	平成24年11月2日
監査の結果	措置の状況
<p>大阪府立能勢高等学校では、「大阪府立能勢高等学校PTA会長」に対して、土地・建物の一部を食堂・自動販売機(2台)・公衆電話の設置を目的とする行政財産使用許可(平成20年4月1日～平成25年3月31日)を行っている。</p> <p>しかしながら、使用実態等を確認したところ、食堂と自動販売機については、PTAではなく、実質的に地元の飲食店が運営を行っていた。</p> <p>しかも、食堂については実際に営業している形跡はなく、この飲食店が従業員を派遣し、昼食時間のみ事前に注文を受けた弁当やパンを中心に販売している。このため、行政財産使用許可では、許可面積44.85平方メートルとなっているが、実質的には販売スペースとして2平方メートル程度を使用しているのみである。</p> <p>本件については、次の課題が存在するので、是正に向けた取組を行われたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 行政財産使用許可は、実際の使用者に対して行う必要がある。 使用面積については、実際に使用している面積に改める必要 	<p>平成24年12月13日付け教委施財第2952号「府立学校食堂等に関する公募方式の導入について」(大阪府教育委員会教育長通知)により、平成25年4月1日以降食堂業者を新規に募集する場合は、公募方式を導入することとなりました。</p> <p>前記の通知を受け、食堂業者の公募について検討した結果、現在の食堂等の利用実績では経営が成り立たず、公募に業者が集まらないと想定されること、また、生徒の昼食の確保は必要であることから、公募を断念し、使用許可を行わず、近隣企業による予約注文の弁当、調理パン等の配達、受渡しで対応することにしました。</p> <p>自動販売機(2台)の設置については、公募方式を導入することとし、「大阪府公有財産規則第22条第1号及び第6号を適用して使用許可を行う場合の許可申請者の選定に係る公募要領」により、本校及び大阪府(財産活用課)のホームページに公開し、募集をかけた結果、2者から応札があり、平成25年2月22日に業者を決定しました。また、当該決定者から同年3月4日に使用許可の申請があり、同年3月5日付けで行政財産目的外使用許可を行いました。</p>

<p>がある。</p> <p>3 食堂については、「PTAが公共的団体であり、かつ収益を目的とするものではない」ことを理由とし使用料を全額免除しており、自動販売機についても経営が成り立たないことを理由に食堂と一体のものとして、行政財産使用許可を行っている。しかし、PTAはその運営に全く関与しておらず、当該食堂や自動販売機に係る収支状況も不明である。現在、大阪府教育委員会（以下「府教委」という。）施設財務課と総務部財産活用課の間で、今後の府立学校の食堂等に係る公募に向けて協議を進めており、本件についても施設財務課及び財産活用課と協議のうえ、適切に行政財産を管理する必要がある。</p>	<p>今後、行政財産の管理について、関係法令及び規則の規定、関係課の通知に基づき、適正な事務の執行に努めます。</p>
--	---

(同窓会会計のあり方について)

<p>監査対象機関名</p>	<p>大阪府立長吉高等学校</p>
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成24年12月5日から平成25年2月1日まで</p>
<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>
<p>大阪府立長吉高等学校は、同校の同窓会から委任を受け、学校が会計事務を行っている。</p> <p>同窓会会計の状況を確認したところ、以下の問題点が見受けられた。</p> <p>1 次のとおり、支出すべきでないものがあつた。特に、記念品料については、現在は廃止されているが教職員のモラルが問われるものであり、問題である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の転退職者に対する記念品料（餞別としての金銭。平成23年度：14人計92,000円） ・校旗の購入（平成23年度：34,650円）及び入学式・卒業式で使用する吊り看板の作成費用（平成22年度：231,000円）等、本来公費で執行しなければならないもの <p>2 同窓会の支出をみると、同窓会が本来目的で使用する総会等</p>	<p>(不適切な支出について)</p> <p>記念品料については、平成24年11月10日の同窓会総会において廃止となりました。</p> <p>PTA会計に準じ、「学校徴収金及び団体徴収金等の会計処理基準」に基づき適正に処理することとしました。</p> <p>(同窓会費の使途について)</p> <p>同窓会に、同窓会費徴収及び支出に関して検討するよう働きかけました。</p> <p>新入生合格者説明会(3月2日)で、同窓会費は卒業後の同窓会総会費用や通信費等に使用されることを説明しました。</p> <p>(事務処理について)</p> <p>卒業年度中の平成25年3月22日に振替処理しました。</p> <p>特別会計について決算報告書を作成しました。</p>

<p>の費用よりも学校に対する支援金の方が多くなっている。</p> <p>従来どおり同窓会費を集め続けると、残高は増える一方であり、流用のリスクも懸念されることから、引き続き現状のまま同窓会費の負担を求めるのか、同窓会に対して検討するよう働きかける必要がある。また、使途についても入学時に周知されていないので、可能な限り情報提供に努めるべきである。</p> <p>3 事務処理面で以下のとおり改善を要するものが認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同窓会会則上は、会費を「在学中に分納」と規定されているにもかかわらず、入学時に一括納入させている。 ・同窓会費は積立金会計で管理され、卒業時に同窓会会計へ振り替えられるところ、相当の期間を要しているケースがあった。 ・同窓会の決算報告については、一般会計は総会において報告・承認されているが、特別会計は決算報告がされていない。 <p>本件については、今年度、府立高校全般に係る問題として教育委員会施設財務課に、団体自らが会計事務を行うことや公費対応すべきものに同窓会会計から支出することがないよう意見を付したところである。本校においては、事務処理面で改善を要する点も存在することから、同窓会に係る事務のあり方について検討することとされたい。</p>	<p>今後はこのようなことがないように、会計処理基準や通知等に基づき適正な事務処理に努めます。</p>
---	---

2 指摘事項に対する措置

ア 歳出関係

(支払遅延について)

監査対象機関名	大阪府教育委員会事務局（人権教育企画課）	
監査実施年月日	平成23年5月30日から同年8月24日まで	
監査の結果	措置の状況	
<p>定期刊行物に係る支出手続について確認したところ、法律に定める期限までに支払が行われていないものが多数存在した。</p>	<p>平成22年度における定期刊行物の支払遅延については、再発防止のため、遅延の要因を確認し、それを踏まえて経費支出手続に関する留意点</p>	

	<p>について該当者に指導注意を行うとともに、適正な事務執行について改めて課員全員に周知徹底しました。</p> <p>今後、支払遅延が発生しないよう業者の請求書はグループ長が先にチェックしてから担当者に渡すなど、支払が適正に行われていることの確認を徹底するとともに、法令等を遵守し、適正な会計事務の執行に努めます。</p>
--	---

(委託契約事務について)

監査対象機関名	大阪府教育委員会（施設財務課）	
監査実施年月日	平成23年5月30日から同年8月24日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>府立学校における自家用電気工作物保安管理業務委託契約の締結に係る事務処理について確認したところ、合理的な理由がないにもかかわらず、一般競争入札を行わず随意契約により締結していた。</p> <p>また、当該契約の経費支出手続において、契約期間の始期や業務実施日までに経費支出伺の起案及び決裁ができていないものがあった。</p>	<p>府立学校における自家用電気工作物保安管理委託については、平成24年度から一般競争入札とすることとしました。</p> <p>また、経費支出手続の遅れの原因は、契約書類等に記載不備があり、訂正と早急な再提出を当該業者に依頼したにもかかわらず、その提出が遅れたために起こったものでした。今後は、入札手続の中で期日を厳守してまいります。</p>

(決裁遅延について)

監査対象機関名	大阪府教育委員会事務局（教育振興室高等学校課、教職員室教職員人事課、文化財保護課）	
監査実施年月日	平成24年5月29日から同年8月22日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>委託契約等の経費支出手続において、契約期間の始期や業務実施日までに経費支出伺の起案及び決裁ができていないものがあった。（5件、2,205,428円）</p>	<p>課内において、会計事務担当者に対し、地方自治法、大阪府財務規則等の関係法令を踏まえて事務処理を行うことなど、改めて経費支出事務に関する留意点について周知徹底を行いました。今後、このようなことのないよう、関係法令を順守し、適正な会計処理に努めます。</p>

(産業廃棄物の収集・運搬及び処分に係る契約事務について)

監査対象機関名	大阪府立中央図書館	
監査実施年月日	平成24年11月1日から同年12月28日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>産業廃棄物処理（油水分離槽の汚泥の収集・運搬及び処分）に係る契約・経費支出手続において、以下のとおり違法又は誤った事務処理が複数年度にわたり行われていた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 経費支出伺書による意思決定を行う前に契約を締結していた。 2 債務負担行為や長期継続契約に該当しないにもかかわらず、契約期間が翌年度以降にわたる契約を締結し、更に自動延長条項を付していた。 3 支出科目について、収集・運搬に係る業務は役務費にすべきところ、委託料で執行していた。 	<p>収集・運搬業者及び処分業者と締結した契約書に自動更新条項が付されていたことについては、自動更新条項の解除の申入れを行い、平成25年3月31日付けで契約解除の合意書を締結しました。</p> <p>また、平成24年度の経費については、現年度であり是正可能であったため、収集・運搬業務の経費支出伺書の節を委託料から役務費へ変更し、正しい節で支出しました。</p> <p>経費支出伺書と契約締結は同時に意思決定すること、収集・運搬に係る業務は役務費で執行することなど、今後このようなことがないように「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「財務規則」の内容を周知徹底するとともに、起案者のみならず、決裁関係者を含む会計事務担当者に対し、適切な確認を行うよう所属長より注意喚起・指導を行いました。</p> <p>今後、会計担当職員の能力向上のため、積極的に会計研修等に参加するとともに、関係法令、規則の規定に基づき、厳正な支出事務審査及び適正な事務執行に努めます。</p>

(教育研究団体の会費に係る支出事務について)

監査対象機関名	大阪府立吹田高等学校	
監査実施年月日	平成24年11月1日から同年12月28日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>加入する教育研究団体の会費に係る経費支出手続において、支払手続が著しく遅延しているものがあつた。</p>	<p>担当職員に対して、関係法令、規則に基づく適正な支出手続の遵守を徹底するよう指導するとともに、平成24年度分の事務については適正に処理されていることを確認しました。</p> <p>今後、このようなことが起こらないよう、各種団体の総会等終了後、請求に基づき速やかに支出手続を行うとともに、関係法令、規則の規定</p>

	に基づき、適正に対応するよう努めます。
--	---------------------

(産業廃棄物処理に係る契約締結及び支払事務について)

監査対象機関名	大阪府立枚方高等学校
監査実施年月日	平成24年11月1日から同年12月28日まで
監査の結果	措置の状況
<p>産業廃棄物処理に係る委託契約・経費支出手続において、以下のとおり法令等に反する事務処理が行われていた。</p> <ol style="list-style-type: none">1 収集・運搬業務と処分業務の委託先が複数であり、それぞれから見積書を徴すべきところ、このうちの一業者が他業者の業務に係る費用を含めて作成した見積書を徴していた。2 業者ごとに経費支出伺書を作成・支出すべきところ、見積書を提出した一業者のみを債権者として他業者分の支払額を含めた金額で経費支出していた。3 支出費目について、収集・運搬の委託を役務費にすべきところ、委託料で執行していた。	<p>本件は、「収集・運搬業務」は役務費で執行すべきであったこと、業務許可形態により各々に見積書を徴する必要があり、業者ごとの契約書の文言にも注意を払い契約する必要があったこと、その上で経費支出伺及び支出命令伺を作成する必要があったことなどについて、事務職員全員に対し学校長から注意を行いました。</p> <p>また、今後このようなことがないよう、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「財務規則」の内容を周知徹底するとともに、起案者のみならず、決裁関与者を含む会計事務担当者に対しても、学校長から注意指導を行いました。</p> <p>今後、会計担当職員の能力向上のため、職員を積極的に会計研修等に参加させるとともに、関係部局の通知・指導、会計局の庁内ホームページに注意を払うなど、関係法令、規則の規定に基づき、厳正な支出事務審査及び適正な事務執行に努めます。</p>

(委託契約に係る検査・支払について)

監査対象機関名	大阪府立東百舌鳥高等学校
監査実施年月日	平成24年12月18日
監査の結果	措置の状況
<p>業務委託契約において、法令上、前金払の要件に該当しない案件であり、さらに前金払の意思決定も行っていないにもかかわらず、4月に向こう1年分の業務の検査を行ったとして、1年分の委託料の支出を行っていたものがあつた。</p>	<p>指摘を受けた平成23年度のデマンド監視業務の検査未実施について、委託業者から提出された月報一覧表（平成23年4月分～平成24年3月分）によって、検査・確認を行いました。</p> <p>また、平成24年4月から、契約の手続を通常払に改め、履行検査を行った後に正当な請求に基づいて支払を行うことに変更しました。</p>

	<p>本校においては、デマンド監視システムの導入により、過去3年間最大値を超えることなく経過し、導入時より契約電力も下げられたことから、費用対効果を勘案しながらこのシステムを引き続き利用し、更なる光熱費の節約に努めます。</p> <p>今後、経費支出伺及び支出命令伺等の事務処理のチェック体制を厳格にして、関係法令、規則の規定に基づき、適正に対応していくよう努めます。</p>
--	--

(検査の遅延について)

監査対象機関名	大阪府立茨木工科高等学校
監査実施年月日	平成24年11月1日から同年12月28日まで
監査の結果	措置の状況
<p>委託契約業務に係る検査について確認したところ、法律で定められた期間内に行われていないものがあった。</p>	<p>委託契約業務に係る検査につきましては、事業完了後当該業者から保守点検結果報告書の提出を受け、契約期間を確認の上報告書に基づき大阪府財務規則第69条の規程により指定された検査員（事務職員）が検査を行ってきました。</p> <p>今回の指摘事項（委託契約業務に係る検査について確認したところ、法律で定められた期間内に行われていないものがあった）の委託契約業務3件（レーザー加工機保守点検・マイクロロボットシステム保守点検・ロボドリル他4件保守点検）につきましては、当該業者からの保守点検結果報告書の提出が遅れた結果、事業完了日から検査が遅れたものです。</p> <p>今後は、業者に対し法律に定められた期間内に作成日を明記した結果報告書の提出を求めることを徹底し、政府契約の支払遅延防止法等に関する法律に則り、適正な事務執行に努めます。</p>

(教育研究団体の会費に係る支出事務について)

監査対象機関名	大阪府立千里高等学校
監査実施年月日	平成25年2月13日

監査の結果	措置の状況
加入していた教育研究団体等の会費に係る経費支出手続において、支払手続が著しく遅延しているものがあった。	当該教育研究団体等の会費に係る支出手続については、平成24年度は、遅延することなく支払手続を行いました。 今後このようなことのないよう、会費の支出状況について一覧表を作成し、複数の職員がチェックすることとしました。

(教育研究団体の会費に係る支出事務について)

監査対象機関名	大阪府立箕面東高等学校
監査実施年月日	平成24年11月1日から同年12月28日まで
監査の結果	措置の状況
加入する教育研究団体の会費に係る経費支出手続において、支払手続が著しく遅延しているものがあった。	教育研究団体への参加については、年度当初の学校予算編成に合わせて所属としての意思決定を行うとともに、請求に基づき速やかに会費の支払手続を行うためチェックリストを作成することとしました。

(産業廃棄物処理に係る契約締結及び支払事務について)

監査対象機関名	大阪府立成城高等学校
監査実施年月日	平成24年11月1日から同年12月28日まで
監査の結果	措置の状況
<p>産業廃棄物処理に係る委託契約・経費支出手続において、以下のとおり法令等に反する事務処理が行われていた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 収集・運搬業務について、法令に定める許可を有しない業者に委託していた。 2 収集・運搬業務と処分業務の委託先が別業者であり、それぞれから見積書を徴すべきところ、このうちの一業者が他業者の業務に係る費用を含めて作成した見積書を徴していた。 3 業者ごとに経費支出何書を作成・支出すべきところ、見積書を提出した一業者のみを債権者として他業者分の支払額を含めた金額で経費支出していた。 	<p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく適正処理を行うため、校長から今後このようなことのないよう事務職員に対して、法律の趣旨、契約時には処理業者の許可書の確認、契約書作成方法等を周知徹底しました。</p> <p>また、産業廃棄物処理業務委託に係る経費支出手続について、収集・運搬業者と処分業務が別業者の場合は、それぞれの業者から見積書を徴収するとともに、その際、適正な支出科目で執行するよう財務規則等、関係規程を事務職員に周知徹底しました。</p> <p>なお、平成24年度の産業廃棄物処理に係る委託契約及び経費支出事務については、収集・運搬及び処分業の許可を得ている業者に委託して執</p>

<p>4 支出費目について、収集・運搬の委託を役務費にすべきところ、委託料で執行していた。</p>	<p>行するなど、関係法令等に基づき適正に処理しました。 今後このようなことがないよう関係部局の通知や指導に注意を払うとともに、監督者が経費支出及び支出命令が適切に行われていることの審査を徹底するなど、会計事務、経費支出事務について、関係法令、規則の規定に基づき、適正に対応していくよう努めます。</p>
---	---

(工事請負契約の不備について)

<p>監査対象機関名</p>	<p>大阪府立成城高等学校</p>	
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成24年11月1日から同年12月28日まで</p>	
<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>	
<p>車椅子使用による段差解消等の工事請負契約(2,318,400円)において、以下のとおり法令等に反する事務処理が行われていた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 予定価格の積算根拠・経過などが書面で記録保存されておらず、価格の妥当性が不明である。 2 根拠規定の適用を誤り、時間的切迫を理由に比較見積を行っていない。 3 工事内容を示す仕様書が不十分であり、かつ仕様書や施工箇所を記載した図面が契約書に綴られていない。 4 所定の工期を超過し年度を越えて工事が行われており、予算執行上、不適切である。 	<p>経費支出手続について、校長から今後このようなことのないよう事務職員に対して、関係法令、財務規則等に基づく適正処理、会計年度の区分などを周知するとともに、以下の点について、適正化を図るよう努めます。</p> <p>(予定価格について) 今後の施設整備については、業者見積などを勘案し予定価格を書面で設定し、適正に契約事務を行います。</p> <p>(比較見積について) 比較見積は、複数以上の業者から徴収するなど財務規則等関係規程に基づき適正な価格検証を行います。</p> <p>(仕様書及び契約書面の編綴について) 仕様書については、工事内容を明確に示すとともに、契約書には、仕様書及び施工場所を示した図面とともに編綴するよう適正化を図ります。</p> <p>(工事の履行について) 工事の工程表を徴収するなど妥当な工事期間であるかを見極め、年度末に工事が必要な場合は、会計年度を超えない適正な工期を設定の上経費支出に努めます。</p>	

イ 庶務諸給与

(扶養手当、住居手当の認定事務について)

監査対象機関名	大阪府教育委員会事務局（学校総務サービス課）	
監査実施年月日	平成23年5月30日から同年8月24日まで	
	監査の結果	措置の状況
(1) 扶養手当の認定事務において、事後の確認を行っていなかったため、扶養手当の受給要件が消滅したにもかかわらず認定を取り消すことなく支給し、同手当等が過払いとなっているものがあった。(2件)		扶養・住居手当の過払いについては、該当校及び職員へ指導を行い、適正な届出処理を行い、給与の訂正基準に基づき、返納の措置を講じました。
(2) の認定事務において、書類不備があるにもかかわらず認定したため、同手当が過払いとなっているものがあった。(1件)		(扶養手当平成23年8月19日手続済) (扶養手当平成23年8月23日手続済) (住居手当平成23年8月5日手続済)

(サービスの取扱いについて)

監査対象機関名	大阪府教育委員会（教育総務企画課、教育振興室、施設財務課）	
監査実施年月日	平成23年5月30日から同年8月24日まで	
	監査の結果	措置の状況
サービスにおける事務手続において、健康管理事業の健診事業（一日健診、1泊2日人間ドック）終了後に勤務に服すべき時間があるにもかかわらず、全日にわたり職務専念義務が免除されているものがあった。		本件について、職務専念義務免除の期間を、1日から、健診事業に要した時間の免除に修正しました。また、勤務に戻らなかった時間については、年次休暇を取得させました。 これらについて総務事務サービスシステム上で承認可能なものについては、システムで各自手続を行い、それ以外のものについては書面で手続を行った上、総務サービス課にデータ登録の依頼を行いました。 今後、同様の事例の再発防止のため、職員に対して、健診事業に係る職務専念義務免除の取扱いについて改めて周知を行いました。

(扶養手当の認定事務について)

監査対象機関名	大阪府教育委員会事務局（学校総務サービス課）	
監査実施年月日	平成24年9月10日から同月13日まで	

監査の結果	措置の状況
<p>扶養手当の認定事務において、教員は扶養手当の取消の申請（届出）入力を総務事務システムで行い、この申請（届出）に係る証明書類を学校総務サービス課に提出したが、同課は、この書類を見落とし放置していたため、手当が継続して支給され、同手当等（229,970円）が過払いとなっていた。</p>	<p>扶養手当の過払いについては、返納の措置を講じました。（平成24年12月13日返納済み） 今後、職員が総務事務システムの認定申請一覧画面で定期的に確認し、処理状況を把握するとともに、進捗管理チェックなどの強化に努めます。</p>

（通勤手当の認定事務について）

監査対象機関名	大阪府教育委員会事務局（学校総務サービス課）	
監査実施年月日	平成24年5月29日から同年8月22日まで	
監査の結果	措置の状況	
<p>通勤手当について、申請どおりの経路で認定を受けたにもかかわらず、実際には当該通勤手当を下回る金額の他の方法により通勤していたことにより、過大な通勤手当を受けていたものがあつた。（1件、13,170円）</p>	<p>当該職員の通勤届については適正な経路で再提出され、認定しました。 また、過払いとなっている通勤手当については、7月の給与支給において戻入処理を講じました。</p>	

（通勤手当の支給事務について）

監査対象機関名	大阪府立刀根山高等学校	
監査実施年月日	平成25年1月17日	
監査の結果	措置の状況	
<p>通勤手当の支給事務においては、定期券の写しや回数券（回数カード）の利用実績（最低1箇月程度）が証明できる書類を職員に提出させることとなっているが、(1)一部、又は全部が未提出のもの、(2)乗車履歴を十分求めているもの、(3)利用実績が不足しているもの、などが8件あり、確認事務がずさん、かつ不十分であった。</p>	<p>今回の指摘を受け、平成24年度分については通勤実態の再把握に極力努め、(1)一部又は全部が未提出のものに対しては、遡って補完資料の提出を、(2)乗車履歴を十分求めていなかったものに対しては改めて1ヶ月間以上の乗車履歴の提出を可能な限り求め再確認しました。 (3)の利用実績が不足しているものに対しても、使用済みの回数券、回数カードといった証拠資料を紛失・破棄した場合や、紙製の渡し切りの回数券のように過去の証拠資料を提出できない場合には、それに替えて別途通勤手段に係る申立書の提出を求めるなど可能な限り証拠資料</p>	

	<p>の徴取に努め再確認しました。</p> <p>平成25年4月1日の本年度第1回目の職員会議において、校長から全職員に対し本件指摘事項について、その重大性を説明し、回数券の保管の必要性等注意を喚起したところではありますが、今後とも通勤手段の確認業務に当たっては、関係法令等に基づき厳正に対応します。</p>
--	--

(承認研修の取消し等について)

監査対象機関名	大阪府立北千里高等学校	
監査実施年月日	平成25年1月15日	
	監査の結果	措置の状況
	<p>教育公務員特例法第22条第2項の規定に基づく研修の承認を行った後、研修の取消し及び年次休暇の取得に係る事務処理を総務事務システムにより行わず、紙の様式により処理しているものがあった。</p> <p>事後的に紙様式による年次休暇届を用いて事務処理を行うことは、サービス管理上極めて不適切であることから、教育委員会事務局においては、本校はもとより、他校においてもこのようなことが行われることのないよう注意喚起し、指導されたい。</p> <p>また、年次休暇届の様式について二種類のもので併存していることから様式の統一など改善を図ることとされたい。</p> <p>(なお、この指摘事項は、教育委員会事務局教職員室に対する指摘事項とする。)</p>	<p>(措置した機関：北千里高等学校)</p> <p>今回の事項について管理職として十分認識し、研修、休暇等については総務事務システムにより入力するよう改めて該当職員を指導するとともに職員に注意喚起しました。</p> <p>なお、処理遅延のためシステム入力できなかったことについては、学校総務サービス課に1月26日付で出勤簿修正を依頼し完了しました。</p> <p>(措置した機関：教育委員会事務局教職員室)</p> <p>年次休暇の届出・承認については、人事給与システムを利用して処理することが、「人事給与福利厚生情報管理事務取扱要綱」において定められており、年次休暇の届出については「学校職場における勤務条件等(制度解説)」に記載されている手続に基づいて事務処理を行うこととされています。</p> <p>今回の指摘を踏まえ、教育委員会事務局としては、これらに基づく事務処理の徹底を各府立学校校長・准校長あて平成25年5月10日付文書により通知しました。また、今後、府立学校のサービス管理事務を通じ、事務処理に遺漏のないよう厳正にサービス管理事務を執行するよう指導していきます。</p>

(教員特殊業務手当の支給事務について)

監査対象機関名	大阪府立高槻北高等学校	
---------	-------------	--

監査実施年月日	平成25年2月12日	
	監査の結果	措置の状況
	<p>教員特殊業務手当の支給事務について、本来受給することができない正規の勤務時間内や夏期特別休暇取得日に、部活動の指導業務として同手当の報告が行われ、手当が支給されているものがあった。</p> <p>また、各府立学校において同様の事例がないかを、教育委員会事務局自らが調査等を行うことにより改めてチェックし、厳正に手当支給事務を執行するよう指導を徹底されたい。</p> <p>(なお、この指摘事項は、教育委員会事務局教職員室教職員企画課に対する指摘事項とする。)</p>	<p>(措置した機関：高槻北高等学校)</p> <p>今後、教員特殊業務手当の申請が出された場合は週休日、振替等を十分確認の上、承認するようにします。また、誤って既に支給してしまった手当については早急に手続を行い返納します。今後このようなことが起きないように当該職員はもちろんのこと他の職員にも周知しました。</p> <p>(措置した機関：教育委員会事務局教職員室教職員企画課)</p> <p>教員特殊業務手当の支給については、当課において、各学校の支給実績データ等をチェックし、同様の事例がないか確認を行いました。</p> <p>全府立学校校長及び准校長に対しましては、別添通知により適正な支給事務を行うよう指導しました。</p>

(通勤手当の支給事務について)

監査対象機関名	大阪府立園芸高等学校	
監査実施年月日	平成24年10月17日	
	監査の結果	措置の状況
	<p>通勤手当の支給事務においては、定期券の写しや回数券（回数カード）の利用実績（最低1箇月程度）が証明できる書類を職員に提出させることとなっているが、これらが未提出であったり、提出されていても回数券の利用実績が少ないものなどが5件あり、確認事務がずさん、かつ不十分であった。</p>	<p>指摘のあった5名のうち3名については、平成23年度の定期券等の写しを確認できました。また、残る2名のうちB職員については過去の回数カードを処分しており、E職員については定期券が更新時に上書きされ記録が残っておらず、P I T A P A利用分についても乗車記録が半年で消滅するため確認できませんでしたが、本人への事情聴取や他の職員に確認したところ、認定されている経路で通勤していることを確認しました。</p> <p>このため、今後乗車記録を確認できるよう回数カード等の保管の徹底を指示したところ、5名全員が平成24年度の定期券、回数券の写し及び現物等を提出したため、今後は事後確認の際に必要な定期券及び回数券の写しを必ず提出するよう指導をしました。</p>

	<p>また、平成25年1月7日の職員会議において今一度全員に定期券等の提出を求め、注意喚起しました。</p> <p>今後も年間を通じて職員会議及び職員朝礼を通じ確認の徹底を図るとともに、随時必要に応じて個別の指導を行い適正な通勤認定、支給事務を行います。</p>
--	---

(通勤手当の認定事務について)

監査対象機関名	大阪府立高槻支援学校	
監査実施年月日	平成25年2月7日	
	監査の結果	措置の状況
	<p>通勤手当の支給事務について、以下の原因により、同手当が過払いとなっているものがあった。(平成23年2月～平成25年3月19,840円)</p> <p>1 学校が通常の定期(6か月56,700円)より高額な定期券(ワイド定期:6か月61,240円)で認定したこと。</p> <p>2 A教諭は、ワイド定期の金額で通勤手当の支給を受けながら、通常の定期を購入して通勤したこと。</p> <p>また、学校による通勤実態の確認事務が不十分であったこと。</p>	<p>(通勤認定の誤りについて)</p> <p>通勤手当申請(変更)の提出を受け、通勤認定の誤りを訂正しました。</p> <p>また、当該職員に対して通勤手当支給額以下での定期券購入は不適切であることを指導しました。</p> <p>(通勤手当の過払いについて)</p> <p>通勤手当過払金(19,840円)の返納が平成25年2月27日(10,760円)及び同年3月26日(9,080円)に行われたこと確認しました。</p> <p>(通勤実態の確認事務について)</p> <p>各学期に定期券等写の提出を全職員に指導しました。</p> <p>今後、通勤手当の支給に当たっては、関係条例、規則に基づき、適正に対応していくよう努めます。</p>

ウ 財産関係

(行政財産の使用許可について)

監査対象機関名	大阪府立大和川高等学校	
監査実施年月日	平成23年11月1日から同年12月28日まで	
	監査の結果	措置の状況

<p>財団法人大阪市都市工学情報センターに対する「広報板」設置の行政財産の使用許可に係る使用料の徴収事務において、減免の基準に該当しないにもかかわらず、使用料を減免しているものがあった。</p>	<p>教育委員会として、当該「広報板」の取扱いについて調査検討し、また（財）大阪市都市工学情報センターと協議した結果、平成24年度中に撤去することで合意しました。</p> <p>学校としては、この処理方針のもと、当該「広報板」が撤去されたことを平成25年2月28日に確認しました。</p> <p>今後、行政財産使用許可に当たっては、関係条例、規則及び関係通知の厳格な適用に基づき、適正に対応していくよう努めます。</p>
---	--

(行政財産の使用許可について)

<p>監査対象機関名</p>	<p>大阪府立市岡高等学校</p>	
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成23年11月1日から同年12月28日まで</p>	
	<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>
<p>財団法人大阪市都市工学情報センターに対する「広報板」設置の行政財産の使用許可に係る使用料の徴収事務において、減免の基準に該当しないにもかかわらず、使用料を減免しているものがあった。</p>		<p>教育委員会として、当該「広報板」の取扱いについて調査検討し、また（財）大阪市都市工学情報センターと協議した結果、平成24年度中に撤去することで合意しました。</p> <p>学校としては、この処理方針のもと、当該「広報板」が撤去されたことを平成25年2月12日に確認しました。</p> <p>今後、行政財産使用許可に当たっては、関係条例、規則及び関係通知の厳格な適用に基づき、適正に対応していくよう努めます。</p>

(公有財産管理台帳の管理について)

<p>監査対象機関名</p>	<p>大阪府立桃谷高等学校</p>	
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成24年1月24日</p>	
	<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>
<p>工作物に係る「公有財産台帳」は、永年保存する必要があるが、その所在が不明となっていた。</p> <p>このため、「公有財産台帳」をもとに作成される「公有財産台帳等管理システム」や新公会計制度の「開始貸借対照表」が正確な価格となっていなかった。</p>		<p>永年保存すべき「公有財産台帳」の所在が不明であったため、現存する公有財産台帳（旧）、公有財産台帳（帳票）、工事完了引継書並びに関連資料、工作物登載伺、財務関係参考資料などの資料相互を突合検証し、新たに「公有財産台帳」を作成しました。また、「公有財産台帳等管理システム」に登録し、「開始貸借対照表」に反映させました。</p>

	今後、二度とこのようなことがないように台帳の保存を徹底するとともに、関係規則に基づき、適正に管理するよう努めます。
--	---

エ 物品関係
(備品の管理事務について)

監査対象機関名	大阪府教育委員会事務局（文化財保護課）
監査実施年月日	平成24年5月29日から同年8月22日まで
監査の結果	措置の状況
備品の管理事務において、備品出納簿に登載されているにもかかわらず現物が無いもの（5点、1,106,910円）があった。	現物が確認できなかった備品（5点、1,106,910円）について、関係施設及び関係職員への聞き取りを含め徹底した調査を行った結果、既に現物は廃棄されており、不用決定の手続が漏れていたことが判明しました。 このため、当該備品については、平成24年8月14日付けで不用決定を行い、備品出納簿に払出しの記載を行いました。 今後このようなことがないように、備品出納簿と現物の照合確認を進め、不用品については不用決定や備品出納簿記載等の適正な事務執行に努めます。

(備品の管理事務について)

監査対象機関名	大阪府立堺上高等学校
監査実施年月日	平成24年11月9日
監査の結果	措置の状況
備品の管理事務において、パソコン（合計6点、874,250円）について、備品出納簿に登載されているにもかかわらず現物が確認できなかった。 また、備品出納簿と照合可能なラベルが貼付されていない備品等が複数存在していた。 本件については、平成23年度監査において、同様に備品の現物が無いもの（テレビ4台・414,450円）があり、是正を求めたが	現物が確認できなかったパソコン6点について再度調査を行った結果、4点については存在を確認できましたので、ラベルを貼付しました。他の2点については、関係教職員に聞き取りを行ったところ、経年劣化・修理不能により過去に廃棄されており、その際、不用決定の手続が漏れていました。これらの備品については、平成25年1月21日付けで不用決定の手続を行い、備品出納簿に払出しの記載を行いました。 また、備品ラベルが貼付されていなかった備品についても貼付しまし

事務の改善がされていなかった。	た。 さらに、職員会議において、監査結果を全教職員に周知し、備品を廃棄、移動する場合は、必ず物品管理者及び物品取扱責任者への連絡を徹底することを注意喚起しました。 今後、関係規則及び通知に基づいた適正な事務執行に努めます。
-----------------	---

(備品の管理事務について)

監査対象機関名	大阪府立今宮工科高等学校	
監査実施年月日	平成24年11月8日から同年12月14日まで	
	監査の結果	措置の状況
	備品の管理事務において、備品出納簿に登載されているにもかかわらず現物が確認できないものがあった。(4点、1,089,000円)	現物が確認できなかった物品4点(上下昇降黒板2点及びコンピュータ2点)について、関係職員への聞き取りを含め徹底した調査を行った結果、既に廃棄されていたにもかかわらず不用決定の手続が漏れていたことが判明しました。当該物品については、平成24年11月26日付けで不用決定の手続を行い、備品出納簿に払出しの記載を行いました。 今後は、定期的に備品出納簿と現物の照合確認を行うとともに、関係規則の規定に基づき、適正な事務執行に努めます。

オ 業務関係

(公有財産の管理事務について)

監査対象機関名	大阪府立北千里高等学校	
監査実施年月日	平成25年1月15日	
	監査の結果	措置の状況
	地域住民等で構成される任意団体が、学校敷地内に備品や構築物を設置し、定期的に学校敷地内で竹炭づくりの活動を行っているが、当該利用について行政財産の使用許可手続等を行っていなかった。 また、本件については、本来公有財産として管理すべき学校所有の構築物(カーポート状の屋根)について公有財産台帳に登載	炭焼き窯の不用品決定 廃棄したドラム缶式炭焼き窯の備品出納簿登載について、システムによる不用品決定入力をしました。 安全管理 管轄の消防署に年間炭焼活動届を提出し、消火器の設置を行いました。なお、実施の都度消防署に連絡し、学校の担当者を配置します。

<p>されておらず、既に廃棄した備品（ドラム缶式炭焼窯）が備品出納簿に登載されたままになっていた。</p> <p>本件は、平成11年度に「府立高等学校魅力ある学校づくり推進事業」の採択を受け、「地域連携の充実」の一環として実施されてきたという経緯はあるものの、特定の団体に正当な手続を踏まらず行政財産を使用させている状態であることから是正が必要であり、火災や事故等の安全管理の面や学校事業としての位置付けの面からも再検証が必要である。</p>	<p>炭焼き窯の使用について</p> <p>4月初旬に団体に指摘事項について説明し、今後活動していく上で、使用関係の整理や現行の窯の寄贈などの必要性を団体も理解し、今後、その整理をしていくことで合意しました。</p>
---	--

3 指示事項に対する措置

ア 歳入関係

（光熱水費の滞納に係る対応について）

監査対象機関名	大阪府立枚方高等学校	
監査実施年月日	平成24年11月28日	
監査の結果	措置の状況	
<p>食堂事業者に係る食堂と自動販売機3台の光熱水費の業者負担分について、滞納額（平成23年度末、819,358円）が年々増加しているため、食堂事業者に対して経営状況を把握し、法的手続も視野に入れた滞納整理を進める必要がある。併せて、今後の健全で安定的な食堂運営を確保するため、次期使用許可期間の短縮や公募の実施などの方策についても検討されたい。</p>	<p>食堂事業者負担の光熱水費滞納額の計画的納付については食堂事業者と学校長等を交え協議を重ね、改めて納付計画書を提出させました。また、食堂事業者からは滞納に陥った経緯、現在の経営状況について説明を受けました。</p> <p>今後計画的な納付を行い滞納額を整理しつつ健全な食堂運営をする旨の誓言があり、併せて、本校での食堂経営に意欲があることも確認できたので本校として使用許可期間を1年延長し状況を確認することにしました。本校として生徒への食堂利用を促す広報等生徒会と協力してバックアップしていきたいと考えます。食堂事業者も昨年末実施した生徒アンケートを分析しメニュー、販売方法、価格についての見直しなどを検討しているところです。</p>	

イ 歳出関係

（工事請負契約の不備について）

監査対象機関名	教育委員会事務局（施設財務課）
---------	-----------------

監査実施年月日	平成24年11月1日から同年12月28日まで	
	監査の結果	措置の状況
	府立高等学校において、各種工事等を実施するためには教育委員会事務局から予算の配当を受ける必要があり、教育委員会事務局においては、適正な工事等発注手続について指導を強化するとともに、予算の配当時期についても検討されたい。	工事等発注手続については、より適正なものとなるよう学校との調整を密に行うとともに、指導を強化します。当課から学校への予算配当については、真にやむを得ない緊急の事情によるものを除き、工事等ができる限り計画的かつ効率的に発注できるよう努めているところですが、今後もより一層計画的かつ効率的な発注が可能となるよう、学校との調整を密に行います。

ウ 業務関係

(未収金に係る債権の分類及び不納欠損引当金の算定について)

監査対象機関名	大阪府教育委員会事務局（教育振興室保健体育課、施設財務課）	
監査実施年月日	平成24年5月29日から同年8月22日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>府が平成23年度から導入している新公会計制度においては、未収金のうち不納欠損が見込まれる金額について不納欠損引当金として計上することとされている。当該引当金の計上について、次の対応を行うこととされたい。</p> <p>1 府立高等学校の入学料、授業料及び空調使用料に係る未収金（平成23年度末総額264,424千円）については、全額を一般債権として取り扱っており不納欠損引当金を計上していない。</p> <p>しかしながら、滞納した状態で卒業し年数が経過している場合は、弁済に応じる可能性は高くないと考えられる。また、これらは公債権であり、5年の時効期間の満了によって債権が消滅するため、時効期間の満了が近接しかつ債権回収が困難となっているものは、時効期間の満了による債権消滅のリスクが高く、近年においても毎年度1千万円前後の不納欠損が生じている。</p>	<p>1 府立高等学校の入学料、授業料及び空調使用料に係る未収金については、過去1年間に一部でも債務の返済が履行された債権は一般債権に分類し、過去1年間において債務の返済が全くない債権は貸倒等懸念債権に分類します。</p> <p>それぞれの債権について、評価性引当金取扱要領第5条に基づく算式により、不納欠損引当金を計上します。</p> <p>2 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済制度の加入に係る保護者負担金の未収金については、「未収が10年経過しない債権」を「一般債権」、「未収が10年経過する債権」を「貸倒等懸念債権」に分類します。</p> <p>「未収が10年経過する債権」については、時効の援用により債権が消滅する可能性があるため、評価性引当金取扱要領第5条に基づく算式により、不納欠損引当金を計上します。</p>

このため、この未収金については、現状に即して債権を分類し、所要の不納欠損引当金を計上することとされたい。

2 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済制度の加入に係る保護者負担金の未収金（平成23年度末総額7,320千円）については、これまで不納欠損が行われていないことから、不納欠損引当金を計上していない。

本債権は私債権であるが、時効期間が満了したものは、時効の援用により債権が消滅する可能性が極めて高い。また、長期にわたり債権回収に向けた取組が行われていなかったものもあることから、回収が極めて困難となっているものもあると考えられる。

このため、この未収金については、現状に即して債権を分類し、所要の不納欠損引当金を計上することとされたい。